

市・県民税の 申告相談が 2月16日(火) から始まります。

市・県民税の申告相談を、2月16日(火)～3月15日(火)の期間で行います。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。

申告相談の日程は広報1月号に掲載していますので、ご確認のうえ、必ず受付時間内にお越しください。

お願い

①農業所得の申告をする人は、必ず「収支内訳書」または「月別集計表」を作成して、当日持参してください。

■多面的機能支払交付金にかかる課税の取り扱い

平成27年1月1日から12月31日までの間に活動組織が構成員に支払った役員手当や日当などは、個人の所得となります。

構成員が農業経営者の方の場合 → 農業所得の雑収入

構成員が農業経営者以外の方(農業収入のない方) → 雑所得

■今回の市・県民税申告などには、マイナンバーの記載は不要です！

個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載開始はいつから？

市・県民税申告書	平成29年度課税分(平成28年分)以降の申告から
給与支払報告書	平成29年度課税分(平成28年分)以降の報告から
給与所得者異動届出書	平成29年1月1日以降に給与の支払を受けなくなった者に係る届け出から
特別徴収切替申請書	平成29年度課税分(平成28年分)以降の申請から

問い合わせ 税務課市民税係 ☎0824-73-1146
または各支所市民生活室

②医療費控除のある人は、領収書などを個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。

※農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない人、また、医療費控除を受ける人で集計をしていない人は、申告相談

の時間短縮のため、会場でご本人に集計していただくことになり、時間がかかります。あらかじめ、ご了承ください。

※土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)のある人は、直接庄原税務署へご相談ください。

書面で提出! 便利な 申告書の作成は

国税庁ホームページの
www.nta.go.jp



「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

「給与・公的年金専用」の申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっています。ぜひご利用ください。

電子証明書 ICカードリーダー



おうちで作成
ネットですべて



詳しくは 国税庁 で 検索